

現 行	改 正 後
<p>6 商品ファンド業関係</p> <p>別紙様式 2</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>(商号又は名称) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 印 農林水産大臣 印 経済産業大臣 印</p> <p style="text-align: center;">不 許 可 通 知 書</p> <p>平成 年 月 日付の商品投資販売業者の許可申請については、下記理由により不許可としたので通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができます。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>不許可の理由</p>	<p>6 商品ファンド業関係</p> <p>別紙様式 2</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>(商号又は名称) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 印 農林水産大臣 印 経済産業大臣 印</p> <p style="text-align: center;">不 許 可 通 知 書</p> <p>平成 年 月 日付の商品投資販売業者の許可申請については、下記理由により不許可としたので通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができます。</p> <p><u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>不許可の理由</p>

現 行	改 正 後
<p>別紙様式 4</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>(商号又は名称) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 印 農林水産大臣 印 経済産業大臣 印</p> <p style="text-align: center;">更 新 不 許 可 通 知 書</p> <p>平成 年 月 日付の商品投資販売業者の更新許可申請については、下記理由により不許可としたので通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができます。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>不許可の理由</p>	<p>別紙様式 4</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>(商号又は名称) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 印 農林水産大臣 印 経済産業大臣 印</p> <p style="text-align: center;">更 新 不 許 可 通 知 書</p> <p>平成 年 月 日付の商品投資販売業者の更新許可申請については、下記理由により不許可としたので通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができます。</p> <p><u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>不許可の理由</p>



現 行	改 正 後
<p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p>[記載上の注意] 不要な字句は消して使用すること。                      (注) 有効期間は、許可の日から起算して5年である。</p>	<p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p>[記載上の注意] 不要な字句は消して使用すること。                      (注) 有効期間は、許可の日から起算して5年である。</p>

現 行	改 正 後
<p>別紙様式4（ひな型）金融先物取引業者の不許可（更新不許可）について</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 平成 年 月 日</p> <p>（商号又は名称） （代表者氏名） 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p>金融先物取引業者の不許可（更新不許可）について</p> <p>平成 年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記理由により不許可としたので、通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができます。 （新設）</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>別紙様式4（ひな型）金融先物取引業者の不許可（更新不許可）について</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 平成 年 月 日</p> <p>（商号又は名称） （代表者氏名） 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p>金融先物取引業者の不許可（更新不許可）について</p> <p>平成 年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記理由により不許可としたので、通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p><u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="152 240 320 272">不許可の理由</p> <p data-bbox="125 339 752 371">[記載上の注意] 不要な字句は消して使用すること。</p>	<p data-bbox="1171 240 1339 272">不許可の理由</p> <p data-bbox="1144 339 1771 371">[記載上の注意] 不要な字句は消して使用すること。</p>



現 行	改 正 後
<p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p>[記載上の注意]不要な字句は消して使用すること。                      (注) 有効期間の更新の許可については、従前のその許可の有効期間満了の日の翌日から起算する。</p>	<p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p>[記載上の注意]不要な字句は消して使用すること。                      (注) 有効期間の更新の許可については、従前のその許可の有効期間満了の日の翌日から起算する。</p>

現 行	改 正 後
<p>別紙様式7（ひな型）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 平成 年 月 日</p> <p>（商号又は名称） （代表者氏名） 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p>平成 年 月 日付で認可申請があった業務の種類及び方法の変更に ついては、金融先物取引法第62条の規定に基づき、申請のとおり（別紙 の条件を付して）認可する。</p> <p>（新設）</p> <p>[記載上の注意] 不要な字句は消して使用すること。</p>	<p>別紙様式7（ひな型）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 平成 年 月 日</p> <p>（商号又は名称） （代表者氏名） 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p>平成 年 月 日付で認可申請があった業務の種類及び方法の変更に ついては、金融先物取引法第62条の規定に基づき、申請のとおり（別紙 の条件を付して）認可する。</p> <p><u>なお、この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法 （昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができる。</u></p> <p><u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があ ったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和3 7年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</u></p> <p>[記載上の注意] 不要な字句は消して使用すること。</p>

現 行	改 正 後
<p>別紙様式 1 1 (ひな型) 金融先物取引業者の許可の取消しについて</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 平成 年 月 日</p> <p>(商号又は名称) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">金融先物取引業者の許可の取消しについて</p> <p>標記のことについて、平成 年 月 日付で下記のとおり許可を取消したので、通知します。 (新設)</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>別紙様式 1 1 (ひな型) 金融先物取引業者の許可の取消しについて</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 平成 年 月 日</p> <p>(商号又は名称) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">金融先物取引業者の許可の取消について</p> <p>標記のことについて、平成 年 月 日付で下記のとおり許可を取消したので、通知します。 <u>なお、この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づく審査請求をすることができます。</u> <u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p>



現 行	改 正 後
<p>別紙様式2（ひな型）<span style="float:right;">（日本工業規格A4）</span></p> <p style="text-align:right;">厚生労働省文書番号 金融庁又は財務局文書番号 平成 年 月 日</p> <p>（商号又は名称） （代表者氏名） 殿</p> <p style="text-align:right;">厚生労働大臣 印  <span style="font-size: 2em;">}</span> 金融庁長官  <span style="font-size: 2em;">}</span> 各財務局長  <span style="font-size: 2em;">}</span> 福岡財務支局長  <span style="font-size: 2em;">}</span> 沖縄総合事務局長 印</p> <p style="text-align:center;">確定拠出年金運営管理機関の登録の拒否について</p> <p>平成 年 月 日付けで申請のあった確定拠出年金運営管理機関の登録については、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第91条第1項第号の規定に基づき、下記理由により登録を拒否することとしたので通知する。</p> <p>なお、この処分<u>に不服</u>あるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立て又は審査請求をすることができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>別紙様式2（ひな型）<span style="float:right;">（日本工業規格A4）</span></p> <p style="text-align:right;">厚生労働省文書番号 金融庁又は財務局文書番号 平成 年 月 日</p> <p>（商号又は名称） （代表者氏名） 殿</p> <p style="text-align:right;">厚生労働大臣 印  <span style="font-size: 2em;">}</span> 金融庁長官  <span style="font-size: 2em;">}</span> 各財務局長  <span style="font-size: 2em;">}</span> 福岡財務支局長  <span style="font-size: 2em;">}</span> 沖縄総合事務局長 印</p> <p style="text-align:center;">確定拠出年金運営管理機関の登録の拒否について</p> <p>平成 年 月 日付けで申請のあった確定拠出年金運営管理機関の登録については、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第91条第1項第号の規定に基づき、下記理由により登録を拒否することとしたので通知する。</p> <p>なお、この処分<u>について不服</u>があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立て又は審査請求をすることができる。</p> <p><u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があ</u></p>

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>	<p><u>ったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>